

平成25年(ワ)第36号

決 定

被 告 人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害，傷害被告事件について，平成25年1月20日東京高等裁判所がした裁判官忌避の申立却下決定に対し，弁護人長谷川直彦，同大口昭彦，同萩尾健太及び同河村健夫から異議の申立てがあったので，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

本件異議申立ての趣意は，弁護人長谷川直彦，同大口昭彦，同萩尾健太及び同河村健夫連名作成の異議申立書記載のとおりであるが，要するに，訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかでないにもかかわらず裁判官忌避の申立てを簡易却下した原決定は，刑訴法24条に違反するというのである。

そこで，記録を調査して検討するに，被告人に対する上記事件は，第6回公判期日（平成25年12月20日）に判決宣告が予定されていたが，同期日において，弁護人らが弁論再開請求をしたこと，裁判所は同請求を却下し，それに対する異議申立ても棄却したこと，弁護人らは直ちに合議体の裁判官全員に対する忌避を申し立てたが，裁判所はこれを刑訴法24条により却下し，判決を宣告したことが認められるところ，裁判官忌避申立却下の裁判は，当該裁判官が審理を継続している限りにおいてこれを取

り消す実益があり，上記認定の訴訟の経過によれば原決定を取り消す実益は既に失われているから，本件異議申立ては申立ての利益を欠き不適法である。

よって，刑訴法428条3項，426条1項前段により，本件異議の申立てを棄却することとし，主文のとおり決定する。

平成25年12月26日

東京高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 角 田 正 紀

裁判官 伊 藤 敏 孝

裁判官 鎌 倉 正 和

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官

北本隆志

